特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	合志市 国民年金・福祉年金システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、合志市国民年金・福祉年金システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	国民年金被保険者、福祉年金受給者の管理						
②事務の概要	合志市では国民年金法に基づき、国民年金被保険者と福祉年金受給者の管理を行っている。						
③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム						
2. 特定個人情報ファイル	名 名						
1. 国民年金被保険者ファイル ファイル	2. 受給年金受給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイル 4. 特別障害給付金受給者						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表46項 「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険 料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出 に関する事務であって主務省令で定めるもの」						
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	健康福祉部 健康ほけん課						
②所属長の役職名	健康ほけん課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	市長公室企画課 096-248-1813						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813						
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した						
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年2月25日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年2月25日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
〈選択肢〉 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れ	こている [<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

日前を超えた紐付け、平商	3. 特定個人情報の使用							
### (### ###	に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は	-	特に力を入れている]		1) 特に力を. 2) 十分であっ	る	
会託先における不正な使用	セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリス	[特に力を入れている]		1) 特に力を, 2) 十分であ	る	
### 20 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4. 特定個人情報ファイル・	の取扱い	の委託				[0]]委託しない
 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(人手) [○]接続しない(人手) [○]接続しない(人手) [○]接続しない(人手) (選択肢) 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている (選択肢) 7. 特定個人情報の保管・消去 (当内である) 3) 課題が残されている (当内である) (当内である) (当内である) (当内である) (当院記が残されている) (当内である) (当内である) (日内である) (日内であると考えられる) (中間書にされた個人情報からな人情報が介するが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うようにしており、人参的されが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 (中間書にされた個人情報からこれ、に関いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うようにしており、人参的されが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 (中間書にされた個人情報から記述がよる中間書等(USBメモリを含む)の保管・個人情報の影成がある中間書等(USBメモリを含む)の保管・個人情報が記述な人情報が記述る人情報が記述る人情報のデータペースへの入力・特定個人情報の記述がよる中間書等(USBメモリを含む)の保管・個人情報が記述な人情報が記述な人情報のごな人保管・関係を定するが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うようによりに対しても、複数人での確認を行うするが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うするが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うするが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うするが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うするが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うするが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うするが、いずれの局面においても、複数人では、はいは、はいは、はいは、はいは、はいはいはいは、はいはいはいはいに関しているのはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいは		[]		1) 特に力を. 2) 十分であっ	る	
不正な提供・移転が行われる 3) は	5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や	情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供	を除く。)	[0]]提供・移転しない
日的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[]		1) 特に力を. 2) 十分である	る	
日的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	6. 情報提供ネットワークシ	ノステムと	との接続		[〇]接続	しない(入手)	[0]]接続しない(提供)
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[]		1) 特に力を. 2) 十分であっ	る	
特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策は十分か (選択肢>) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 8. 人手を介在させる作業 [[]		1) 特に力を. 2) 十分である	る	
特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策は十分か 1)特に力を入れている 8. 人手を介在させる作業	7. 特定個人情報の保管・	消去						
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 申請書にされた個人情報および本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管・個人情報および本人情報が記載された申請書の適切な廃棄 9. 監査	失・毀損リスクへの対策は十	['	特に力を入れている]		1) 特に力を. 2) 十分であ	る	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 申請書にされた個人情報および本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管・個人情報および本人情報が記載された申請書の適切な廃棄 9. 監査 9. 監査	8. 人手を介在させる作業				[]人手	を介在させ	る作業はな	eur
行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書にされた個人情報および本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管 ・個人情報および本人情報が記載された申請書の適切な廃棄		[十分である]		1) 特に力を。 2) 十分であっ	る	
	判断の根拠	行うよう ・申請書 ・特定個	こしており、人為的ミス にされた個人情報およ 人情報の記載がある『	.が発生す :び本人情 申請書等(るリスクへの	、いずれの局 対策は十分で 一スへの入り 含む)の保管	面において	
実施の有無 [〇] 自己点検 [〇] 内部監査 [] 外部監査	9. 監査							
	実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	

10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えら れる対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認している。					

変更箇所

変更箇					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月10日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数 「Ⅲしきい値判断項目」	平成26年8月5日時点	平成28年2月10日時点	事後	
平成28年2月10日	II しきい値判断項目] <u>2.取扱者数</u> 「I 関連情報」	平成26年8月5日時点	平成28年2月10日時点	事後	
平成29年3月15日	5.評価実施機関における担当	健康づくり推進課長 鍬野 文昭	健康づくり推進課長 澤田 勝矢	事後	
平成29年3月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成28年2月10日時点	平成29年3月15日時点	事後	
平成29年3月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成28年2月10日時点	平成29年3月15日時点	事後	
平成30年2月8日	「IIしきい値判断項目」 1.対象人数	平成29年3月15日時点	平成30年2月8日時点	事後	
平成30年2月8日	「IIしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成29年3月15日時点	平成30年2月8日時点	事後	
平成31年2月19日	「I関連情報」 5.評価実施機関における担当	健康づくり推進課長 澤田 勝矢	保険年金課長	事後	
平成31年2月19日	「IIしきい値判断項目」 1.対象人数	平成30年2月8日時点	平成31年2月19日時点	事後	
平成31年2月19日	「m」 キハ値判断項目:	平成30年2月8日時点	平成31年2月19日時点	事後	
平成31年2月19日	「IVリスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月11日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成31年2月19日時点	令和4年1月11日時点	事後	
令和4年1月11日		平成31年2月19日時点	令和4年1月11日時点	事後	
令和5年3月10日		令和4年1月11日時点	令和5年3月10日時点	事後	
令和5年3月10日	「m」 キハ値判断項目:	令和4年1月11日時点	令和5年3月10日時点	事後	
令和7年2月25日	「I 関連情報」 3.個人番号の利用	番号法第9条 別表第一 31号	番号法第9条第1号 別表46項	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署	①部署 健康福祉部 保険年金課 ②所属長の役職名 保険年金課長	①部署 健康福祉部 健康ほけん課 ②所属長の役職名 健康ほけん課長	事後	
令和7年2月25日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年3月10日時点	令和7年2月25日	事後	
令和7年2月25日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年3月10日時点	令和7年2月25日	事後	
令和7年2月25日	「IVリスク対策」 8.人手を介在させる作業 人為的なミスが発生するリス クへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和7年2月25日	「IVリスク対策」 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	新様式への変更	事後	
令和7年2月25日	「IVリスク対策」 11最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年2月25日	「Nリスク対策」 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	特に力を入れている	事後	
令和7年2月25日	「IVリスク対策」 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	新様式への変更	事後	